掛 川 市 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定による都市計画道路の変更に伴う公聴会を開催するので、掛川市都市計画公聴会規則（平成17年掛川市規則第105号。以下「規則」という。）第２条の規定に基づき下記１のとおり公告し、変更しようとする都市計画図の案を下記２のとおり閲覧に供する。

なお、公聴会において意見を述べようとする者は、規則第３条の規定に基づき下記３のとおり申し出なければならない。

平成27年10月９日

掛川市長　松　井　三　郎

記

１　公聴会の日時、場所及び変更しようとする都市計画案

(1) 日時

平成27年10月30日（金）午前10時から

(2) 場所

掛川市役所４階　会議室１－Ｃ

掛川市長谷一丁目１番地の１

(3) 変更しようとする都市計画案の概要

東遠広域都市計画　用途地域（西山口小学校東側地区）

詳細は、閲覧に供する変更後の計画図案のとおり

２　変更後の計画図案の閲覧

(1) 閲覧期間

平成27年10月９日（金）から平成27年10月23日（金）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

(2) 閲覧場所

掛川市役所都市建設部都市政策課

掛川市長谷一丁目１番地の１

３　公述の申出

(1) 申出の方法

意見の要旨及び理由並びに氏名、住所及び職業を記載した書面を提出する方法による

(2) 書面の提出期限

平成27年10月23日（金）

(3) 書面の提出先

変更後の計画図案の閲覧場所と同じ。